

# 金沢市環境保全条例施行規則の一部を改正する規則（案）の概要

## 1 改正の趣旨

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）が平成27年度に一部改正されたことに伴い、新たに「幼保連携型認定こども園」が子育ての支援を行う施設として追加されました。

これに伴い、騒音及び振動による影響に特に配慮しなければならない施設として、「幼保連携型認定こども園」を追加する必要があることから、国において特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準の一部を改正する件等が公示されました。このことに鑑み、本市においても金沢市環境保全条例施行規則の一部を改正し、拡声器の使用等騒音等の影響に特に配慮が必要な施設として「幼保連携型認定こども園」を追加する予定です。

## 2 改正の内容

金沢市では、条例や規則により特定建設作業に係る騒音及び商業宣伝を目的とする拡声器の使用については、学校、保育所、病院、図書館等から一定距離の区域内について、他の区域より厳しい基準が規定されています。

平成27年度より「幼保連携型認定こども園」が規定されたことに伴い、同施設についても学校や保育所等と取り扱いを同じにする必要があるため、「幼保連携型認定こども園」から一定距離の区域内を規制区域として規則に追加します。

## 3 施行日

平成27年10月1日（予定）